

第12節 応急住宅対策計画

第1項 計画の主旨

大地震の発生により、住宅の倒壊等が生じた場合、多数の住民が住居を失うこととなるため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理の実施又は、既存公営住宅等の活用によって、被災住民の住居の確保を図る。

また、被災した建築物が余震等により倒壊の危険性が生じた場合、多くの住民が二次災害のおそれに直面するため、地震後速やかに専門家（応急危険度判定士（ボランティア））を現地に派遣し、被災した建築物が使用できるか、余震等により倒壊しないかどうかの技術的な危険度を判定することにより、被災建築物の倒壊や落下物に伴う二次災害を未然に防止するため、応急危険度判定制度の普及に努める。

なお、本計画中の「2 応急仮設住宅の建設」「3 被災住宅の応急修理」の計画については、救助法適用時の基準によるものであるが、救助法が適用されない場合にも必要に応じて本計画に準じて実施する。

第2項 市が実施する対策（建築対策部）

1 実施体制

- （1）住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握する。また、住宅相談窓口等を設置し、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（地震災害発生時における被災建築物応急危険度判定に関する協定、災害時における被災住宅等の応急対策業務に関する協定、災害時における被災建築物の相談窓口等の支援に関する協定）

- （2）応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市長が行う。ただし、救助法が適用された場合には知事が行う。その場合においても、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは市長が行う。
- （3）応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にかかる建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。
- （4）災害時における被災者用の住居として、利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

2 応急仮設住宅の建設

地震災害のため住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住居を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、一時的な居住の安定を図る。

（1）設置戸数

市の全壊（焼）流出世帯数の30／100の範囲内で、必要戸数を設置する。

なお、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。

（2）設置場所

市において決定する。なお、応急仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

(3) 規模等

規模，規格，構造，単価等の面で市町間の格差が生じ，被災者に不公平感を与えないよう県と調整を行う。

(4) 災害時要援護者に配慮した応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設に当たっては，高齢者，障がい者等に配慮した住宅の建設を考慮する。

(5) 入居基準

ア 住宅が全壊（焼）流出した世帯であること。

イ 居住する住宅がない世帯であること。

ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

エ 上記該当者が3割を超える場合は，生活能力が低く，かつ住居の必要性の高い者。

(注) ウに該当する者の例

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない寡婦及び母子世帯

(エ) 特定の資産のない高齢者，病弱者及び身体障がい者

(オ) 特定の資産のない勤労者

(カ) 特定の資産のない小企業者

(キ) 前各号に準ずる経済的弱者

(6) 建設期間

地震等自然災害発生の日から20日以内に着工し，速やかに完成する。市は，災害発生の日から7日以内に建設場所及び入居該当者について県に報告する。

(7) 費用の限度

救助の程度，方法，期間等は，救助法による。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

(8) 供与期間

建設工事が完了した日から最長で2年3カ月以内（救助法及び建築基準法に基づく）とする。ただし，特別の事情がある場合は，内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(9) ペット対策

飼い主責任を基本とした同行避難を想定し，（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て，応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所の確保に努める。

3 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理について，県建設労働組合等の業界団体，事業者等と連携し，応急対策をすれば居住を継続できる住宅について，応急修理を推進し，早期の生活再建を促す。

(1) 対象者

地震災害のため住家が半壊，半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け，当

面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者。

(2) 対象世帯数

ア 市の半壊又は半焼世帯数の30/100の範囲内。ただし、必要があると認められる場合は、救助法適用市町村の半壊、半焼世帯数の合計数の30/100の範囲内で、市町村相互間において修理戸数の融通をすることができる。

イ 特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認を受けて対象世帯数の限度を引き上げることができる。

(3) 費用の限度

救助の程度、方法、期間等は救助法による。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

(4) 期間

地震等自然災害発生の日から1か月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

4 被災建築物応急危険度判定の実施

大地震により多くの建築物が被災した場合、その後に発生する余震などによる人命にかかわる二次的災害を防止することを目的に被災建築物応急危険度判定を実施し、判定を行った結果を、建築物の見やすい場所に表示することで、居住者や付近を通行する歩行者に対して、被災建築物の危険性について情報提供を行う。

判定実施本部が設置され、当該判定を行う場合、速やかに実施本部体制を確立し、判定実施計画を策定するとともに、支援本部が開設される三重県へ応急危険度判定士の派遣を要請する。

また、当該判定の実施に当たり、判定業務を執り行うための拠点施設（判定拠点）を開設し、判定士の移動手段の確保、宿泊所の手配など判定士の受入れ体制を整備する。

5 被災宅地危険度判定の実施

市長は、区域内において震災により、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、被災宅地危険度判定が必要と判断した場合は、当該危険度判定の実施を決定する。その際は、被災宅地応急危険度判定拠点（サテライト共）の施設の位置づけを行う。

市長は、判定実施を決定したときは、本部内に判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被害者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて判定士の派遣など判定支援を知事に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して危険度を判定し、宅地に判定結果を標示して、所有者、使用者、付近を通行する人及び近隣住民等に注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

6 公営住宅や民間賃貸住宅の活用

市営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。また、県営住宅や民間賃貸住宅などの空き情報を収集し、応急仮設住宅と

第3章 災害応急対策計画

して活用できるか確認して、住宅が滅失した被災者のうち自らの資力では住居を確保することができない者に対し、住居を確保し、あつ旋する。これら住居への入居は、災害時要援護者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

第13節 食料供給計画

第1項 計画の主旨

大規模地震の発生に伴う家屋の倒壊、焼失等は、地域住民の食料、自炊手段を奪うだけでなく、食料の供給、販売機能の混乱や停止を招き、住民の不安を増大させることとなる。

したがって、被災者（旅行者、帰宅困難者等を含む）及び応急対策活動従事者等に対する迅速な食料の応急供給を行うため、これら給食活動の実施体制、食料の調達等を迅速かつ的確に行う。

第2項 市が実施する対策

1 食料の供与（総務管理部、避難所対策部、産業物資対策部）

震災時における主食等の供給及び炊き出し等の食料の応急供給については、県と常に連絡を保ち、必要な場合は物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて県へ協力を要請し、市長が実施する。

市長は、災害対策用応急食料として、パン、インスタント・レトルト食品等の供給を必要とする場合に備え、これらの食料品を取り扱う小売業者との連絡調整に努める。

市長は、調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

市長は震災時における主食等食料の供給が不可能であると判断した場合は、県へ供給申請を行う。

なお、食料の応急供給に当たっては、農林水産省で定めている「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」及び県で定めている「災害時又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡実施要領」に基づき行う。

また、救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて市長が実施する。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定）

（1）供給対象者

被災者（旅行者、帰宅困難者等を含む）及び救助作業、急迫した災害の防止あるいは緊急復旧作業の従事者

（2）供給品目

米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン及び麦製品等

（3）供給数量

市長が認めた数量

※ 応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、

第3章 災害応急対策計画

性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。また、糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

【食料の供給手順】

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給手順を参考に備蓄を活用した食料の供給に努めるとともに不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

食料の供給は概ね以下の手順を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・発災～48時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の備蓄食
- ・発災48時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・発災24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・発災72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

2 炊き出しの実施（総務管理部、避難所対策部）

炊き出しは、本部及び住民、ボランティア、自衛隊等の協力により避難所及び避難所に近い適当な場所又は給食施設等既存の施設において行うほか、市長が必要と認めるときは、米飯提供業者に依頼して実施する。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時における炊き出し、物資配給等に関する協定）

資料編8 炊出し予定箇所

3 自炊支援（産業物資対策部）

避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

市との協定や要請に基づき、食料の供給を行うこと。

なお、国によるプッシュ型支援が実施された際の本市分の食料及び育児用調整粉乳の配送予定数量については、以下に掲げるとおり。

- （1）食料：739,800食
- （2）乳児用粉ミルク：286,000g

※三重県広域受援計画（令和3年3月）に基づく

資料編16-5 防災に関する協定等一覧（災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定、災害救助に必要な物資の調達に関する協定、災害時における相互援助協定、大規模災害時における物資の支援協力に関する協定、災害時における物資供給及び物資配送に関する協定）

第4項 市民や地域が実施する対策

発災直後は、物資等の流通機能の低下が見込まれるため、3日間程度の間に必要な食料は、自らの備蓄でまかなえるよう各家庭で食料の確保に努める。

第14節 給水計画

第1項 計画の主旨

大規模地震発生時には、水道施設が損壊することが想定されるため、被災地区の住民に対する飲料水等の供給と水道施設の応急復旧を本計画により行う。

第2項 市が実施する対策

1 応急給水計画（避難所対策部、上下水道対策部）

（1）被災地域が小規模で限定的な場合

ア 給水方法

収容避難所（学校・公民館等）、医療機関、緊急避難所（集会所等）などを給水拠点とし、供給する水は水道水とする。

イ 運搬給水の実施

被災地域において、水道水を確保することが困難な場合は、配水池、送水場、飲料水兼用耐震性貯水槽等から次の機器を用いて運搬給水する。

〔給水車、ポリタンク、非常用給水袋、布製水槽〕

（2）被災地域が大規模で広域的な場合（上下水道対策部が運搬給水できない場合）

ア 水道施設からの直接取水

（ア）配水池及び送水場等の貯水施設（緊急取水拠点施設）から直接取水する。

（イ）給水状況に応じて、AGF 鈴鹿体育館耐震性貯水槽を活用する。ただし、開栓は上下水道対策部で実施し、運搬給水は地域の住民や支援団体等で行う。

（ウ）貯水施設からの取出しは上下水道対策部が行う。

イ 運搬給水の実施

（ア）配水池及び送水場等の貯水施設から収容避難所等への運搬給水は、可能な限り住民自らが行う。

（イ）運搬方法は次のとおりとする。

a 各小学校に備蓄されている布製水槽（500リットル）をトラック等の車両に搭載する。

資料編3-2 備蓄資材

b 被災地付近の配水池や送水場で直接給水を受け、収容避難所である小学校等にて応急給水を行う。

c 被災を受けなかった地域の住民で運搬給水が可能な者は、可能な限り上記の運搬給水を援助する。

d ボランティア等から援助申出があった場合は、給水拠点での協力を依頼する。

e 広域応援が必要な場合は、他の自治体等へ応援要請を行う。

資料編 16-16 水道災害に関する協定（三重県水道災害広域応援協定，公益社団法人
日本水道協会中部地方支部 災害時相互応援に関する協定）

ウ 仮設給水栓の設置

被害のない配水管や復旧した配水管に，臨時に仮設給水栓を設置し，応急給水を実施する。

※応急給水は，被災直後は1人1日3リットルを目標とし，主に運搬給水により実施する。

2 水及び給水資機材の確保（総務管理部，上下水道対策部，避難所対策部）

（1）個人備蓄の推進

市は，飲料水をはじめとする生活用水を，個人において準備しておくよう市民に広報する。（発災後3日間分程度）

また，給水拠点から自宅までの「水の運搬のための容器」の備蓄についても同様とする。

（2）飲料水の確保

ア 水道施設

配水池及び送水場，飲料水兼用耐震性貯水槽の貯留水とする。

イ 協定を締結している施設

協定を締結している事業者の飲料水用地下水及びウォーターサーバー用ボトル等の飲料水とする。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における飲料水等の供給に関する協定，
災害時における物資提供に関する協定，災害時における地下水（飲料水）
の提供に関する協定，災害救助に必要なアクアマジックミネラルウォーター
他への供給に関する覚書）

ウ 収容避難所施設（各小学校など）

受水槽の設置されている小学校等の貯留水とする。

資料編 3-3 緊急取水拠点等一覧

（3）生活用水（トイレ用水等）の確保

水道水が不足する場合は，井戸水（個人や企業，団体等が所有），自然水（川，ため池等の水），プール等の水を活用する。なお，各小中学校に設置された防災井戸も利用する。

また，災害時協力井戸登録制度を活用し，住民が所有する井戸を，災害時に生活用水として周辺住民に無料で開放するよう登録者に対し伝達する。

資料編 3-3 緊急取水拠点等一覧

（4）給水資機材の確保

市は，災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め，保有状況を常時把握し，給水にあたる。

資料編3-2 備蓄資材

(5) 給水困難地域、災害時要援護者への給水

道路途絶地域や災害時要援護者への給水は、自主防災組織、自治会、ボランティア等に協力を要請し、給水拠点からの給水を依頼する。

3 救助法が適用になった場合

(1) 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 供給期間

災害発生の日から7日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）

(3) 費用

1人1日3リットルの飲料水を供給するため必要な諸費用とする。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

4 その他

応急復旧計画は、「第23節 公共施設・ライフライン施設応急対策計画」に記載

第3項 市民や地域が実施する対策

1 地震発生後、3日分程度は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭で飲料水や生活水の確保に努める。

また、給水を受けるための「水の運搬のための容器」の備蓄も行う。

2 協力できる市民は、配水池や送水場で直接給水を受け、収容避難所である小学校等にて応急給水を行う。

3 道路途絶地域や災害時要援護者への給水に関して、自主防災組織、自治会、ボランティア等と協力し、給水拠点からの給水を行う。

4 災害時協力井戸の登録者は周辺住民に対し登録井戸を開放する。

第15節 衣料・生活必需品供給計画

第1項 計画の主旨

被災者に対する生活必需物資の需給動向の把握、応急調達及び配分等は、本計画により実施する。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、産業物資対策部）

1 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、市長が実施する。

ただし、市において、その供給が不可能であると判断した場合は県に供給を要請し、県は生活必需品の確保を行い市に供給する。また、救助法が適用された場合は、物資の確保及び集積地までの輸送は県が行う。また、大規模災害により第一集積地の拠点が設置された場合においては、第一集積地の拠点からの輸送は市において行う。各世帯に対する割当及び支給は、知事の補助機関として市長が実施する。

なお、生活必需品等の供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない物資を喪失又は棄損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

2 物資の調達・輸送

- (1) 市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。なお、地域内において調達が不能となったときは、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に協力を求める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定，災害時における物資供給に関する協定，災害時における物資供給及び物資配送に関する協定，大規模災害時における物資の支援協力に関する協定，災害時における緊急物資輸送等に関する協定）

- (2) 市は、地域内において輸送が不能となったときは、県に協力を求める。

3 災害支給品目等

支給品目等は、被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、感染防止資機材及び光熱材料等について現物をもって行う。

4 個人備蓄の持ち出し

市は、被災直後に最低限必要となる衣料等の生活必需品を非常持出品として、個人で持ち出すよう、住民等に広報する。

5 救援物資の受入・配分

第3章 災害応急対策計画

- (1) 災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、指定する場所に物資を集積し、配分を行う。
- (2) 救援物資等の配分に当たっては、各配分段階において、必ず受払の記録及び受領書を整備しておく。

6 所要人員の確保

災害の規模に応じ、各部に応援、派遣を要請し、又は作業員を雇上げる。

7 救助法が適用になった場合

(1) 対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給（貸）与品目

- ア 寝具：毛布、ふとん、シーツ、タオルケット等
- イ 外衣：作業衣、婦人服、子供服、長靴、子供靴、運動靴等
- ウ 肌着：肌着、靴下等
- エ 身の回り品：タオル、バスタオル、手ぬぐい等
- オ 炊事用具：なべ、やかん、包丁、まないた、バケツ等
- カ 食器：茶碗、汁碗、皿、箸等
- キ 日用品：石けん、洗剤、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、軍手、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ウェットティッシュ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ゴミ袋、ビニールカーペット、ブルーシート等
- ク 光熱材料：マッチ、ローソク、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットコンロ用ボンベ、固形燃料等
- ケ 薬品雑貨：哺乳びん、ミルク、紙おむつ、生理用品、虫除けスプレー等
- コ 感染防止資機材：マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等
- サ その他：特に必要と認めるもの

(3) 給（貸）与の方法

原則として、物資の確保及び輸送（市まで）は県において行うが、それ以後の措置は産業物資対策部において行う。ただし、緊急の場合は、市長が生活必需品を購入し、配分することができる。

(4) 給（貸）与の期間及び費用の限度

- ア 給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）
- イ 給（貸）与のため支出できる費用は、救助法による。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

8 国によるプッシュ型支援が実施された際の計画及び配分予定数

第3章 災害応急対策計画

三重県広域受援計画（令和3年3月）では、発災後4日目～7日目を目安に国によるプッシュ型支援物資が県物資拠点（中勢拠点）から市物資拠点（AGF鈴鹿体育館及び西部体育館）へ配送する計画であるため、市物資拠点に配送された後、速やかに避難所等へ配送する。

なお、国によるプッシュ型支援が実施された際の本市分の生活必需品等の数量については、以下に掲げるとおり。

- （1）毛布：57, 570枚
- （2）乳児・小児用おむつ：50, 085枚
- （3）大人用おむつ：100, 040枚
- （4）トイレ：940, 846回分
- （5）トイレットペーパー：45, 183巻
- （6）生理用品：61, 497枚

第3項 市民や地域が実施する対策

発災後は、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれるため、3日間程度の間に必要な物資等を、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、生活必需品等の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。